社宅使用契約書

従業員氏名　（以下、｢甲｣という｡）と株式会社○●●○（以下、「乙」という｡）は、乙の社宅に甲が社宅として使用することについて以下の通り契約（以下､｢本契約｣という｡）を締結する。

（基本事項）

1. 甲は、乙の社宅使用を申込み、乙は、甲が乙の社宅に居所を移すことに承諾する。

（使用目的）

1. 甲は、乙の社宅を居所として使用するものとし、それ以外の目的に使用しないものとする。

（条　件）

1. 本契約書における、乙の社宅物件（以下、「本物件」という。）の条件は下記のとおりとする。

 物件　　メゾン　○○　０００号室

 ０ＬＤＫ　００平米

賃料 000,000円（月額本人負担分）

（入居者）

1. 本物件に入居する者は、甲および甲の家族とし、本契約書締結時は以下の者とし、入居者に変更が生じる場合は、事前にその届出をするものとする。

 ○○○子　（妻）

 ○○太郎　（長男）

（地　域）

1. 甲は、本物件での生活に際し、地域のルールを遵守し、近隣との円満を保つものとする。

（賃料控除）

1. 甲が負担する賃料は、別に定める協定書に基づき、毎月の給与から天引きにより支払うものとする。

（強制退去）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何ら催告を要せずに本契約を即時に解除し、本物件から退去させることができる。

①　甲の意思により乙を退職したとき。

②　乙の就業規則に著しく違反したとき。

③　乙に著しい不利益を及ぼしたとき、またはそのおそれのあるとき。

④　その他本契約書の各条項に違背したとき。

（解約予告）

1. 甲は、本契約期間内に契約を終了し、本物件を退去する際は、３ヶ月前までにその通知を乙にするものとする。

（契約期間）

1. 本契約の期間は、本契約締結の日から２年間とし、以後２年ごとの自動更新とする。なお、更新料は無料とする。

（契約延長）

1. 甲に真に止むを得ない事情がある場合、乙はその状況を鑑み、本契約終了後も甲が本物件に住むことを許可する場合がある。その場合、第３条に定める賃料については乙が負担する金額についても請求することが出来る。

（疑義解決）

1. 本契約に定めのない事項および本契約の各条項について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

上記のとおり契約が成立した証として、本証二通を作成のうえ、甲乙各々記名捺印し、当事業者各一通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲） 住　所

従業員

（乙） 住　所

会社名

代表者